■都市再生特別措置法施行令第32条に基づき国土交通大臣が定める施設及び基準

都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号。以下「令」という。)第32条の規 定に基づき国土交通大臣が定める施設及び基準は、それぞれ次のとおりとする。

- 1. 令第32条の国土交通大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 教育文化施設
 - (2) 商業施設(飲食料品、日用品等の販売店その他の地域住民の生活に関する需要 に応じて行う商品の販売又は役務の提供を行う施設)
 - (3) 上記のほか、都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設
- 2. 令第32条の国土交通大臣が定める基準は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号) 第99条に規定する認定誘導事業が行われる同法第81条第2項第3号に規定する都市機 能誘導区域に係る同号に規定する誘導施設として同条第1項に規定する立地適正化計 画に位置づけられている施設であることとする。

■民間都市開発の推進に関する特別措置法第2条第1項第1号イの規定に基づき国土交通 大臣が定める基準

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令(昭和62年政令第275号)第2条第1項第1号イの規定に基づき国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第2項第2号若しくは第3号に規定する施策、第4号に規定する事業等又は第6号に規定する事項が記載された同条第1項に規定する立地適正化計画に係る同条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域であることとする。

■ (参考) 都市再生特別措置法施行令第8条の規定に基づき国土交通大臣が定める施設及 び基準

都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号。以下「令」という。)第8条の規定に基づき国土交通大臣が定める施設及び基準は、それぞれ次のとおりとする。

- 1. 令第8条の国土交通大臣が定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 教育文化施設
 - (2) 会議場施設
 - (3) 我が国において事業を行う若しくは行おうとする外国会社、国際機関その他の者並びにその従業員等及びその家族が、我が国における事業活動、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための必要な情報の提供及び助言を行うサービスを提供する施設
- 2. 令第8条の国土交通大臣が定める基準は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域内で行われる同法第25条に規定する 認定事業により整備される施設であって、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に 定める要件を満たすものであること。
 - (1) 医療施設

診察の受付から対価の支払まで一貫して外国語による対応が可能な医療を提供する機能を有する施設であること。

(2) 福祉施設

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所その他これに類する施設であって、設置に当たって公的な主体による認可等が必要な施設のうち、外国語により保育を提供する機能を有する施設であること。

(3) 1. (1) に掲げる施設

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は同法第134条に規定する各種学校であって、主として外国語により教育を提供する機能を有する施設のうち、国際バカロレア等の国際的な評価機関の認定を有する施設又は当該認定を取得することを約している施設であること。

(4) 1. (2) に掲げる施設

以下の要件をすべて満たすものであること。

- ①200人以上を収容することができ、かつ、同時通訳設備を用いた会議、討論会、講習会その他これらに類する集会(以下「会議等」という。)の開催が可能な会議室及びこれに類する施設(以下「会議室等」という。)を有すること。
- ②①に掲げる施設以外に、同時通訳設備を用いた会議等の開催が可能な中小規模の 会議室等を有すること。
- ③会議等に参加する者の用に供するロビー又はこれに類する施設を有すること。
- ④会議等に参加する者の用に供する事務室、応接室、控室又はこれらに類する施設 を有すること。
- (5) 1. (3) に掲げる施設

外国語による対応が可能なものであって、公的な主体による支援(補助金の交付、 容積率の割増し等)が行われる等公的な主体による一定の関与が行われる施設である こと。